

102125

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	0
(前 年 か ら の 繰 越 額) -----	0
(本 年 の 収 入 額) -----	0
支 出 総 額 -----	0
翌 年 へ の 繰 越 額 -----	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(ア) (う ち 特 定 寄 附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

(その
20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 27 日

政治団体の名称

次世代の声

会計責任者の氏名

小田 知世



（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名



（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3） 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和7年5月27日

次世代の声（旧称 しんぷる党）
代表 小田圭悟 殿

登録政治資金監査人

吉田 寛

登録番号 第 3925 号

研修修了年月日 平成23年4月28日

1 監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、「次世代の声（旧称 しんぷる党 2025年3月28日に名称変更）」の令和６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、「次世代の声」の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存

されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、「次世代の声」に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

「次世代の声」と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、「次世代の声」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

